

別表六の二(三)

「11」欄、「18」欄又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	:	:	法人名	
前 期 繰 越 分	差引当期税額基準額残額 (8)-(9)-(16)	19		円
	連結繰越税額控除限度超過額 (30の計(総額+特別))	20		
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額 (1)≤(27)、(28)又は(29)の場合は0)	21		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「6の②」+「7の②」)	22		
	当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23		
	法人税額の特別控除額 (11)+(18)+(23)	24		
繰越税額控除の計算に関する明細				
前 期 繰 越 要 件 に 係 る 前 期 繰 越 額	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	25		円
	当該連結親法人事業年度の月数 前連結親法人事業年度の月数	26		
額 に 係 る 税 額 控 除	税額控除限度額 (1)×(4)又は(1)×(5)	6		円
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7		
	当期税額基準額 (7)× $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{30}{100}$	8		
	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額	9		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「8の②」)	10		
	当期税額控除額 (9)-(10)	11		
特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 税 額 控 除	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12		
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{ 又は } (5))$	13		
	特別研究税額控除限度額 (12)×(13)	14		円
	当期税額基準額残額 (8)-(9)	15		
	当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額	16		
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「9の②」)	17		
	当期税額控除額 (16)-(17)	18		
算外				
翌 期 繰 越 税 額 控 除	連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額
			30	31
			円	円
	平 . . .	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」	
平 . . .	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		
平 . . .	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」		外 円
平 . . .	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		外
計算				
	特別	(14)	(16)	外
	総額			
	特別			
合計				
	総額			
	特別			

試験研究費の額の合計額
(各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計)

「23」欄 売上金額の合計額

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第3項」
 ② 「区分番号」欄:「10411」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(三)「23」欄の金額(円単位)

「11」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第1項」
 ② 「区分番号」欄:「10409」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(三)「11」欄の金額(円単位)

「18」欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(特別試験研究費に係る税額控除がある場合)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の9第2項」
 ② 「区分番号」欄:「10410」
 ③ 「適用額」欄:当該別表六の二(三)「18」欄の金額(円単位)

別表六の二(三) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分